

# 静岡地方労働審議会

## 第1回静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会

1 日 時 令和8年2月19日(木)午後2時30分～午後4時34分

2 場 所 静岡地方合同庁舎4階 共用大会議室

3 出席者

【委員】公益代表委員 恒友委員、畑委員、牧田委員

家内労働者代表委員 今泉委員、杉本委員、丸山委員

委託者代表委員 金子委員、鈴木委員、手塚委員

【事務局】静岡労働局 神田労働基準部長、藤原賃金室長

佐藤賃金指導官、重信専門監督官、

4 議 事

(1) 部会長、同代理の選出

(2) 静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会運営規程について

(3) 静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正について

(4) その他

5 配付資料

資料番号

- 1 静岡地方労働審議会静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会委員名簿
- 2 家内労働法(抜粋)
- 3 地方労働審議会令
- 4 静岡地方労働審議会静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会運営規程(案)
- 5 静岡地方労働審議会運営規程
- 6 静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃
- 7 諮問文(写)
- 8 静岡県における家内労働の現状(令和7年3月)
- 9 自動車用ワイヤーハーネスの製造等の概要
- 10 静岡県最低工賃改正の推移
- 11 静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃改正の推移

- 12 家内労働実態調査結果報告書
- 13 令和7年度答申日別最短効力発生予定日一覧表
- 14 静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会日程表

#### **事務局（佐藤賃金指導官）**

ただ今から、第1回静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会を開催いたします。本日は第1回目の専門部会ですので、部会長、部会長代理が選出されるまで事務局が進行を担当させていただきます。

本日の委員の出席状況について報告いたします。本日は公益・家内労働者・委託者各々すべての委員の御出席を賜っており、地方労働審議会令第8条第3項の委員の3分の2以上、または、各側委員のそれぞれ3分の1以上の出席数を満たしていますので、会議を開き、議決することができることを御報告いたします。

なお、本専門部会は公開とされていましたが、傍聴希望者はいませんでした。

また、本日の議事につきましては、静岡地方労働審議会運営規程第6条により議事録を作成し公開しますので、御承知おき願います。

それでは、専門部会開催にあたり、労働基準部長の神田から御挨拶を申し上げます。

#### **事務局（神田労働基準部長）**

皆様こんにちは。労働基準部長の神田でございます。委員の皆様方には、年度末のお忙しい中、本日はお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、この度は、静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会の開催にあたりまして、委員をお引き受けいただきまして重ねて御礼申し上げます。

本部会は、令和8年1月5日付をもちまして、静岡労働局長から静岡地方労働審議会会長宛に静岡県車両電気配線装置製造業に係る最低工賃の改正決定について諮問させていただき、これを受けて、具体的な調査審議を行っていただくため、開催させていただいたということになります。

従来、家内労働における最低工賃につきましては、3か年ごとの改正計画を立て、その結果に基づき検討を行ってまいりました。前の改正計画であります、第14次最低工賃新設改正計画におきましては、令和4年度を改定初年度としまして、最低工賃について実態調査を行うとともに、令和5年2月に専門部会を開催させていただき、同年2月21日付で報告ならびに答申もいただき、令和5年5月5日付にて改正額の発効という形になっております。

これの次の改正計画としまして、令和7年度、本年度を初年度といたします、第15次計画を作成しまして、ただ今実行中でございます。本日からの審議につきましては、この第15次の計画の一環として行っていただくという位置づけでございます。

審議に当たりましては、家内労働者の現状や委託者の経済状況等を考慮して、最低工賃としてあるべき数字について、忌憚のない意見交換を行っていただければと考えております。

なお、家内労働法第13条では、最低工賃は、最低賃金との均衡を考慮して定めなければならないとされております。今回、第15次計画から、ここ数年の物価上昇とそれに伴う賃金や最低賃金の引上げが以前に比べて急激に進む情勢を鑑み、改正計画期間を2年に短縮して進めております。今まで3年に1回行っていた調査審議を、今後は2年に1回おこなうことになろうかと思っておりますので、御承知おきいただければと思っております。

本部会における活発な意見交換の結果として、何卒、委員の皆様が御納得いただける水準で御報告をいただきたいと思っておりますので、事務局といたしましても、そのような審議となるよう、誠心誠意、議事運営に尽力してまいりたいと思っておりますので、何かお気づきの点等ございましたら、遠慮なくお申し付けいただければと思っております。

それでは、まだまだ寒さの残る時期でございますので、皆様方御自身の体調にも十分に御留意いただきまして、私の御挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

#### **事務局（佐藤賃金指導官）**

続きまして、本専門部会の委員を御紹介させていただきますが、その前に、委員の構成、任期について御説明いたします。

本専門部会の委員については、資料番号1の委員名簿を御覧ください。

委員は静岡地方労働審議会の委員と、臨時委員として会長が指名した委員で構成されています。地方労働審議会令第7条3項で、部会の任務が終了したときは審議会の議決により、部会を廃止することとなっております。したがって、臨時委員については部会の廃止をもって任期が終了することとなります。なお、臨時委員におかれましては、委嘱状を机に置かせていただいておりますので、御確認を願います。

委員名簿の順に従って、今期の委員を紹介させていただきます。

それでは公益代表委員から御紹介いたします。

#### **名前を読み上げる。**

続きまして事務局職員を御紹介します。

#### **名前を読み上げる。**

それでは議事に入りたいと思います。

議事1の部会長・同代理の選出をお願いします。部会長につきましては、地方労働審議会令第7条第4項により公益代表委員のうちから委員が選挙することとされております。

先程、公益委員の方々に打合せをしていただいておりますが、いかがでしょうか。

**公益代表委員（恒友委員）**

あらかじめ公益委員で協議した結果、部会長は牧田委員にお願いしたいと思っております。

**事務局（佐藤賃金指導官）**

ただ今、牧田委員を本専門部会長に、という御発言がありました。牧田委員に部会長をお願いするという事によろしいでしょうか。

**各側委員了承する。**

それでは、部会長は牧田委員ということで選出いただきました。

なお、静岡地方労働審議会運営規程第10条第1項で、最低工賃専門部会の議決は、審議会の議決とすることとなっております。牧田委員は審議会の委員ですので、本専門部会の議決は審議会の議決ということになります。よって、本専門部会の結論が審議会の議決として答申されます。

次に部会長代理ですが、地方労働審議会令第7条第4項により、部会長が指名することとなっております。

部会長いかがでしょうか。

**公益代表委員（牧田部会長）**

公益代表委員の畑委員にお願いしたいと思っております。お願いいたします。

**事務局（佐藤賃金指導官）**

部会長代理につきましては、部会長の指名により、畑委員にお願いすることといたします。

**「部会長」と「部会長代理」の名札を両委員の前に置く。**

それでは、部会長より御挨拶をいただくとともに、以降の議事進行をお願いいたします。

**公益代表委員（牧田部会長）**

ただ今御指名にあずかりました牧田と申します。よろしくお願いいたします。

皆様から忌憚のない率直な御意見をいただきながら、その中で最低工賃を決めてまいりたいと思います。至らぬ点もございますが、御容赦いただき、会の円滑な進行に御協力いただきますよう、どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは議事2の「静岡地方労働審議会静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会運営規程等について」です。

まずは資料番号4の本専門部会の運営規程（案）の承認を賜りたいと思います。事務局は運営規程（案）について説明をお願いします。

#### **事務局（佐藤賃金指導官）**

本専門部会は資料番号5の静岡地方労働審議会運営規程と、これからお諮りする資料4 専門部会運営規程により運営していくことになります。

運営規程は従来と変更はありませんが、今回審議いただきたいのは、資料番号4の規程案についてです。資料番号5につきましては、静岡地方労働審議会にて確定している内容となっております。資料番号4の規程案、こちらでよろしいか御審議をいただきたいと思います。

まず、資料番号4の内容を読み上げさせていただきます。内容のみお伝えすることに留めさせていただきます。第1条、最低工賃専門部会の議事運営はこの規程によるということを宣言した条文です。第2条は、労働者代表と委託者代表と公益を代表するものを地方労働審議会会長が指名した3名ずつであるということを宣言したものです。第3条は、専門部会の部会長は、議決を都度会長に報告するとなっているもの。第4条は、この規程の改廃は専門部会の議決に基づくということになっています。

以上です。

#### **公益代表委員（牧田部会長）**

ありがとうございます。

それでは、この運営規程により審議を進めてまいりたいと思いますが、皆さん御異議ありませんか。

#### **各側委員了承する。**

承認を得ましたので、この運営規程により進めてまいります。運営規程の（案）を抹消し、附則の日付に令和8年2月19日と記入してください。

それでは、審議の前に、最低工賃を改正した場合の発効日について、事務局から説明してください。

#### **事務局（藤原賃金室長）**

発効日について御説明いたします。

今回、最低工賃を御審議いただき、改正が答申されますと、家内労働法第12条に基づき、静岡労働局長が答申内容について改正決定し、官報公示を行います。

効力発生については第2項に規定されており、効力発生日の決め方が2種類あることが書かれております。

公示した日から起算して30日を経過した日、もしくは、公示の日から起算して30日を経過した後の日であって、当該決定において別に定める日があるときはその日、という2種類です。30日を経過した日とする場合が法定発効、別に定めた日とする場合が指定発効となります。資料13に法定発効の場合の一覧表がございますので、御覧ください。答申日から、各種事務手続きを進め、官報公示に至った場合の最短の発効日一覧になっております。

例えば、答申日が本日で法定発効とした場合、異議申出が無ければ、発効予定日は4月30日、次回3月11日に答申となった場合は、異議申出が無ければ発効予定日は5月17日となります。静岡県のこれまでの改正は、法定発効で行われてきました。

ただし、この一覧表で表されているのは、あくまでも異議申出がなく、最短での効力発生予定日です。年度末は各省庁、官報公示の案件が集中することがあり、最短のスケジュールどおりには、官報公示に至らず、発効日はずれ込む可能性があります。前回、令和5年改正の際には、非常に稀なケースだったようですが、答申いただいた時点では、最短で効力発生予定日は4月23日という事で法定発効とされたのですが、実際には、このとおりには官報公示されず、効力発生日は5月5日になったという経緯がございました。

一方、指定日発効は、その日に発効されるべく厚生労働省本省でも官報公示を進めるようですが、異議申出がなされた場合には、改めて異議申出に対して審議会を開催する可能性もありますので、それらを考慮した日で発効日を決める必要がございます。指定発効とする場合には本専門部会でその発効日まで決めていただいて、公示をすることになっております。発効日についての説明は以上です。

#### **公益代表委員（牧田部会長）**

ありがとうございます。要は、法定発効と指定発効の両方がありますよという説明なのですが、御質問等ございますか。

今、御質問を受けても、実際どちらかを決めるのは、金額を決めた後になります。指定発効にすることも可能ですが、静岡県ではこれまで法定発効としておりました。最低工賃が決まりましたら、法定発効にするか、指定発効にするか、改めて御意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事 3 の静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正について審議に入っていきます。

まず、事務局から配付していただいた資料について説明をお願いします。

### 事務局（藤原賃金室長）

それでは、配付資料について説明いたします。

資料2は家内労働法の抜粋、資料3は地方労働審議会令、資料4は、先ほど御承認いただきました本専門部会に係る運営規程、資料5は、静岡地方労働審議会運営規程です。

資料2の3ページを御覧ください、家内労働法の抜粋です。第13条に「最低工賃額」について規定されています。第1項 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して定められなければならない。とされています。一定の地域というのは、静岡県というくりです。従前、静岡県においては、県の地域別最低賃金の他に、今回御審議いただく、車両用ワイヤーハーネスの製造に関し、同製造業務に従事する労働者に適用される、静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る、特定最低賃金が定められておりますので、この最低賃金との均衡も考慮して定める必要がありました。しかし、今年度、この電気機械器具等製造業の特定最低賃金については、改正されないこととなりましたことに御留意ください。

次に、資料6です。本日から御審議いただく、ワイヤーハーネスの現行の最低工賃を記載しております。令和5年5月5日に発効し、「カプラー差し」「チューブ通し」「キャップ通し」の3種類の業務について、長さ等により規格を分け、金額が定められております。

資料7は、本年1月5日に労働局長より最低工賃の改定について諮問させていただきました、その諮問文の写しになります。今回諮問した理由についてですが、前回改正からの3年の間に、最低賃金が急激に上昇している事、同じく消費者物価指数が急激に上昇している事、電気機械器具製造業の製造品出荷額に比し、他県よりも最低工賃が低いこと。などから、今回、当該最低工賃の改正について、静岡地方労働審議会に対し調査審議を求めることとしました。

次に、県内の家内労働の大まかな概要について御説明いたします。

資料8「静岡県における家内労働の現状」を御覧ください。県内の家内労働の現状について、毎年委託者から報告をいただいております、委託状況届などをまとめた資料です。P1、2に家内労働者、委託者の数ですが、傾向としては減少傾向にあります。平成24年10月現在では、家内労働者数9,058人、委託者数473件でしたが、令和6年10月の段階では家内労働者数5,628人、委託者数253件となっています。P3~6は業種別で家内労働者数が最も多いのが電気機械器具製造業です。御審議いただく車両用ワイヤーハーネスはここに含まれています。

資料9は、今回審議いただく、静岡県における車両用ワイヤーハーネスの概要についてです。ワイヤーハーネスは当初、自動車の基本的な走行機能に関するものが主でしたが、その後、エアバック、ABS等の安全機能、電動ミラー等の普及により回路数が増加、近年では、EV

車やコネクテッドカー等の増加に応じて電気部品、センサー、制御システムを接続し、構成も複雑化、重要な役割を担っております。4 ページ、5 ページには工業統計調査報告書から引用しました、製造品出荷額等、加工賃の推移がございます。別紙 2 は「製造工程概要」です。電線の切断から始まり、検査までの工程が標準となっております。黄色に色付けしてあるキャップ通し、チューブ通し、カプラー差し、と続く一連の作業に最低工賃が設定されております。

資料 10 は「静岡県最低工賃改正の推移」です。本県においては、過去に最大 6 業種の最低工賃が定められておりましたが、現在は今回御審議いただく工賃のみとなっております。この車両用ワイヤーハーネス製造業については、昭和 60 年に制定された以後、御覧のとおり改正を行ってきました。

資料 11 は車両用ワイヤーハーネス製造業の工賃額の改正推移を表したものです。従前、多くは 1 銭から 2 銭の改正でしたが、前回 R5.5.5 の改正時は、約 9 年ぶりの改正でしたので、4 銭から 11 銭の改正となっております。

今回の審議に先立ち、過去の最低工賃の引上げ審議について、確認できました範囲で申し上げます。

- ・ 平成 22 年度改正は、全会一致で合意いただいております。その引上げ額は、静岡県の地域別最低賃金の引上げ率を参考にされていたようです。
- ・ 平成 25 年度改正も全会一致で合意いただいております。この時は、過去の静岡県の地域別最低賃金、特定最低賃金ともに引上げ率が同率でした。これらの率を参考に審議されていたようです。
- ・ 前回、令和 5 年度改正も、全会一致で合意いただいております。その額は、特定最低賃金の引上げ率を参考に検討いただいていたようですが、カプラー差し 15 cm 以下については、特定最低賃金の引上げ率を踏まえて考慮しても、なお低い額だという事で、他県の状態も踏まえ、プラスの調整がされていまして、令和 5 年改正のカプラー差し 15 cm 以下の引上げ率は、他の規格が概ね 17%か 18%のところ、30.43%、7 銭の引上げでした。これは、「15 cmを超え、50 cm以下」の規格の「プラス 7 銭」を適用し、7 銭の引上げがされたようです。また、前回の審議では、今後もカプラー差し 15 cm 以下の規格の引上げについては、引続き議論すべきだという事を審議会の中でも付言していただいております。今回の審議でも、これらを踏まえ御審議いただけますと幸いです。

資料 12 は、「家内労働実態調査結果報告書」です。こちらは、工賃の改正の判断や審議での資料とするため、実態調査を行いました、その結果をまとめたものです。

1 ページが調査実施概要です。調査は、令和 7 年 7 月の状況について回答をしていただきました。調査対象は、毎年報告を受けている、法に基づく委託状況報告やこれまでの調査結果から、ワイヤーハーネスの最低工賃適用業務があると把握していた委託者である 40 社を全数対象としました。ワイヤーハーネス関係についても、委託者が減少し、前回より少なく

なっております。40社の内、24の委託者から回答をいただきました。24社のうち廃止や車両用のワイヤーハーネスの製造を行っていないとの回答もあり、最低工賃の適用業務を行っているのは17社でした。3ページから5ページは委託者と家内労働者の概要を記しています。最低工賃が定められている3業種では、

カプラー差し業務がある委託者は17社、家内労働者283人

チューブ通し業務がある委託者は15社、家内労働者197人

キャップ通し業務がある委託者は7社、家内労働者70人

でした。ただし、これらは複数業務を委託している事業の場合、それぞれの業務、従事人数をのべ数で計上していますので、2ページ目の委託者数、家内労働者数とは相違していることを御了承ください。

6ページ以降の家内労働者に関する資料は、委託者を通じて家内労働者について回答をいただいた調査結果をまとめたものです。サンプル数を448人として集計しております。年齢階級と構成比をみますと、70歳以上の方が全体の39.1%を占めています。

7ページ、8ページは1か月当たり受け取る工賃の分布です。8ページのグラフが見やすいかと思います。いずれも1か月5千円以上4万円未満の工賃の家内労働者が多いということが分かります。

9ページからが規格ごとの委託者と家内労働者の推移です。委託者、家内労働者とも減少傾向ですが、回答をいただいたところをベースですので、10ページ以降のグラフで、傾向のみ感じていただければと思います。

13ページ以降が工賃の分布です。P13~16が委託者ベースの分布です。P17~20が家内労働者ベースの分布です。数字だけの表で、色を付けたところが現行の最低工賃です。

21ページ以降が未満率と呼んでいる、現行の工賃以下で工賃が設定されている回答の分布です。前回調査よりも未満率はほぼ増加しています。

24ページ以降が平均工賃の状況で、加重平均の値となっております。めくっていただいた25ページのグラフのとおり、上がっている規格よりも下がっているものが多いです。

26ページは1時間当たりの平均作業量の推移です。

27ページは所要時間の状況から、1時間あたり、1日あたりの工賃額等を示したものです。金額的には、規格により幅はありますが、実態調査を行った昨年7月当時の県最低賃金1,034円よりかなり乖離があることがわかります。

資料13は、発効日についての一覧表です。

資料14は、本専門部会の日程表となっております。

その他、本日は委員限り資料として、これまでの改正推移や他県の状況を載せました「静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃関係資料」を机上配付させていただきました。

**公益代表委員（牧田部会長）**

ありがとうございます。ただ今の事務局の説明に何か御質問はありませんか。

よろしいですか。

それでは、家内労働者委員から最低工賃改正に向けたスタンス表明をお願いします。

また、ワイヤーハーネス及び業界の現状などについて、何かありましたら併せてお願いします。

**家内労働者代表委員（今泉委員）**

今泉の方から、労働者側のスタンスについて表明させていただきます。

我々、労働者側としましては、委員で調整し、スタンスを取りまとめました。

今回、主張したいのは、先ほど御説明があった、他県、特にお隣である愛知県の工賃に近づけていきたいと考えております。理由としては、先ほど御説明があったとおり、家内労働に従事する人が減ってくる中で、人材確保の観点といったところ、また、同等の作業をする中で賃金格差が開いているところに対しては、近づけていきたいという思いもあります。それから、直近では、地賃、特賃の上昇率がかなりあるということで、今回はかなり大きな額になると思いますが、愛知県に近づけていきたいというスタンスで回答させていただきます。

現状について何かあればお願いします

**家内労働者代表委員（丸山委員）**

現状について言いますと、そこで働いている家内労働者は難しい部分もあるのですが、そういう方々に頼らざるを得ない、中小企業の現状というものがあります。そういった視点も入れて、基幹産業を支えている労働者の方々の底上げを議論していればと考えております。

**家内労働者代表委員（今泉委員）**

ありがとうございます。杉本委員はよろしいですか。

**家内労働者代表委員（杉本委員）**

言っていたいたので、大丈夫です。

**公益代表委員（牧田部会長）**

ありがとうございました。

それでは、次に委託者委員より最低工賃改正に向けたスタンス表明をお願いします。

**委託者代表委員（鈴木委員）**

私は、委託者代表ですが、今、丸山委員が言われたように、現場感覚がすごい大事で、センシティブなところだと思います。申し訳ない、言葉は悪いが、一番末端のところ、なかなか生活の大変な方もいる、生活実感がひっ迫している方たちの世界の話で、それを、私の判断でいろいろやるのは、どうなのかなという、いつもながらの不安があります。今日は、現場をよく知る、前回も一緒に委員をやった小糸製作所の手塚部長と、矢崎総業の金子部長にお見えいただいています。審議の中で、現場の話をいろいろ出していただけるのではないかと思います。その辺を極めて尊重させていただき、現場感覚でやっていきたいというのが、基本中の基本です。

全然違う話かもしれませんが、大手自動車メーカーの春闘の要請が出つつあり、金額にびっくりしています。ほぼ2万円近い、1万円の後半から2万を超えているところもありますね。失礼な言い方かもしれないが、引き続き強気の要請となっており、この調子だと、3年続けて、5%を超えてくる、これは、結構歴史的な状況です。これは、国が言う、賃上げの定着に乗るといふか、その勢いが見えつつあると思います。当然のことながら、情勢が過去30年と違ってしますので、いわゆる物価と賃金の好循環という話で、これからはやっぱりインフレ基調、賃金も上げなければならないし、物価も上がっていきます。企業にとって、大手は、御苦労はあまりないかもしれないが、問題は、委託者である中小企業です。中小企業は、賃金を支払う原資をどうやって捻出したらよいかということがあって、そういうことが積み積もって、最終的に工賃にまで影響してきます。中小企業の価格転嫁をしっかりともらわないと、賃上げの原資を出せない。当然、自助努力、つまり生産性の向上のための努力、中小企業自ら投資をすとか、いろいろありますが、基本的に物がちゃんと適正な価格で売れないことには、支払うものも支払えない、ない袖は振れないということになる。とにかく、原資をしっかりとしていけないといけないというのが現状だと思います。静岡県の価格転嫁率が、全国が半分ぐらいだが、それを割っている状況らしいです。それだけ、中小企業の方は御苦労されています。最低賃金の議論の際にも出たのですが、やっぱり支払いベースでなかなか苦労しているようです。同時に、人手不足もあり、賃金は上げなければならないが、原資が追いつかない。なので、価格転嫁をしっかりとやっていただいて、その原資を出していくことに尽きると思います。世の中の賃上げのノルマ、そういった情勢が、賃上げしない世界にないことは事実で、当然、世の中の実勢にそって、かなりのハイペースで上がっていく、この勢いを続けていきたいというのが、組合や、我々経団連の共通の認識だと思うので、仕方ないことです。そういうと怒られるかもしれませんが。賃金のベースは、委託者と家内労働者でパラレルに動いていかないと、おかしいと思います。3年間何の審議もしないというのは、ある意味、怠慢な行政ですね。労働局が悪いとは言いませんが、3年間そのまま、しかも、一番の急カーブで上がっていたこの3年ですよ。改正間隔が2年になるということで、激変緩和なのかもしれませんが、去年や一昨年とところで、工賃を同じように見直しをしましょうよという声があってもよかったのでは。最低賃金ばかり言っていて、本当に困っ

ている方々のこういった工賃がそのまま見過ごされて、3年あとの今日を迎えているということ。僕らが組合側の意見を言っているようになってしまいました。

これから大事なこと言います。大変だということは、すでに言っていますので、上げ幅はともかく、上げるということはオッケーなのです。でも、いくら上げるかについては、十分な審議をさせてもらいたい。最賃上げた分だけ、上げればいいじゃないかでは、大変なところもあるので、熟慮して審議をさせてもらいたいところです。

また、後ほど審議の中で、各部長からお話が出ればと思いますが、このマーケットには、家内労働者の方いることは確かなのですが、縮小している。実際、海外の方が安いからそちらへ出しているという事業者もある。自動車の車両部品について、カプラーとかチューブとかキャップとか、いろいろな作業8種類くらいについてこれから審議するのですが、これらの部品も、自動車自体がEVとか、ハイブリッド化したりして、昔の単純な部品ではなくて、かなり高度化しているそうです。片手間にやって、エラーも出ることもあるらしく、家内労働でできない部品もあるのではと感じています。それは、後で審議の中で専門の方々に実際どうなっているのかというのを伺いたい。

また、スパイではないですが、機密性の問題もあります。部品だから誰がやってもいいよということではなく、セキュリティを考えると、世の中何が起こるかわかりませんから、油断できない世の中になりつつあります。それが、結局全体量の縮小につながっているのかもしれないし、そういったマーケットの状態も考えなければいけないと考えています。

上げなければいけない、上げる幅をどうするかというところに、この場は尽きるのではと考えています。どこを基準に、については、先ほど今泉さんがおっしゃったように、隣県、家内労働の取扱量の近い所という、愛知県ということになると思います。そこを見ながらいくということに基本的に異論はありません。ただ、その幅については、全く同じということではなくて、今までの過去の流れがあるので、そこら辺を十分加味しながら、やっていきたいと思っています。やはり、離れてしまうのはまずいと思うので。賃上げ率は、問題になると思うのですが、地賃の上昇ベースにするか、前回使用した特賃ベースでやるかということになると思います。基本路線は、その2本で、どちらにするかは、これからの審議となると思いますが、特賃については、最後の一年は、電気の特賃が抜けてしまっているので、そこをどう見るか、地賃に合わせるのかという議論になるのかとは思いますが、いろいろ複合的な判断が必要になると考えています。それについては、審議の中でプロの御意見を尊重しながらやるつもりです。よろしくをお願いします。

#### **公益代表委員（牧田部会長）**

ありがとうございます。金子委員、手塚委員、何か補足があれば。

#### **委託者代表委員（手塚委員）**

大丈夫です。後程の審議の中でお話しようと思います。

**公益代表委員（牧田部会長）**

ありがとうございました。その他いかがですか。よろしいでしょうか。

それでは最低工賃の金額審議に入りたいと思います。

まず、金額審議の進め方についてですが、各側委員から個別に御意見を伺っていきます。双方の意見を聞いた上で、再び、三者の審議を再開し、取りまとめていくということによろしいでしょうか。

**各側委員了承する。**

ありがとうございます。

全会一致で結論が得られるよう御協力願います。

それでは、専門部会は一時休会して、これから個別に御意見を伺うこととします。

初めに家内労働者側からお伺いしますので、委託者側委員の皆さんは控室でお待ちください。

**各側個別意見聴取後、全体会議再開**

**公益代表委員（牧田部会長）**

それでは、部会を再開します。

家内労働者側、委託者側、双方の御意見をお伺いしましたが、本日は意見の一致には至りませんでしたので、本日の結果を持ち帰っていただき、また次回に議論を重ねたうえで、最終的には一致を目指していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは以上で本日の金額改正審議を終わります。

事務局、何かございますか。

**事務局（佐藤賃金指導官）**

次回の専門部会日程について御説明します。

次回の第2回専門部会は3月11日水曜日午後2時から、静岡地方合同庁舎静岡労働局地下会議室で開催いたします。

専門部会の公開・非公開につきましては、静岡地方労働審議会運営規程第5条により会議は原則公開となっており、第1回専門部会については公開とされました。

第2回専門部会についてどうするか、御審議のほど、よろしく願いいたします。

**公益代表委員（牧田部会長）**

皆様、何か御意見ございますでしょうか

**委託者代表委員（手塚委員）**

意見はないのですが、だいたい2時から何時くらいまでかかりますか。

**事務局（藤原賃金室長）**

前は2時間半ほどでした。

**委託者代表委員（鈴木委員）**

今回はだいぶ進んだので早いのでは。

**家内労働者代表委員（丸山委員）**

早いとは思いますが。

**公益代表委員（牧田部会長）**

では、次回の専門部会の公開・非公開についてお諮りしたいと思います。

次回につきましては委員の率直な意見を確保するために、審議会運営規程第5条但し書きを適用して非公開とするのが適当と思いますが、皆様いかがでしょうか。

**各側委員異議なし**

ありがとうございます。それでは、次回専門部会につきましては非公開とすることといたします。事務局は所要の対応をお願いします。

ほかに何かございますか。ないようでしたら、本日はここまでといたします。

皆様、お疲れさまでした。